

第 1 章

啓 発 ・ 広 報

1 基本方針

「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すためには、障害のある人に対する施策を実施するだけでなく、障害のある人もない人も地域社会を構成する一員であることを認識し、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

さらには、人生の中途において誰もが障害を持つ可能性があることを理解することにより、障害のある人の問題をすべての人が共有することが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて啓発・広報を行うとともに、子どもころから障害のある人となない人との交流や、障害及び障害のある人を正しく理解するための福祉教育や職場研修等を進めていくことが必要となります。また、障害のある人にかかわるボランティア活動については、参加者が障害のある人と交流を図り、それにより障害のある人に対する理解を深めるという点で大変意義深く、より多くの市民がボランティア活動に参加することが望まれます。

平成19年7月には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行されました。この条例では「障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である」としています。この条例を実効性のあるものにするため、障害のある人への誤解と偏見をなくしていく取り組み、そして障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼い頃から共に地域社会で生きるという意識を育むことが重要です。

障害のある人に対する人々の見方はさまざまですが、障害のある人を理解するということは、同情や哀れみの感情を持つことではなく、障害のある人のあるがままの姿を受け入れ、一人の人間として接し、共感することです。

障害のある人は、障害のない人とは異なる特別な存在ではなく、障害のある人も、障害のない人と同じ権利や欲求を持ち、社会の中で共に生き、共に社会をつくっていく一員です。その人なりの役割を、誰もが社会の中で果たしています。障害のある人も障害のない人と同様に、幸福になりたいと願っていることを、すべての人が心に刻むことが大切です。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- 〔課題〕(1) 啓発広報活動の推進
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 公共サービス従事者に対する障害のある人への理解の促進
- (4) ボランティア活動の推進

2 現状と課題

(1) 啓発広報活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。日常の業務をはじめ、あらゆる機会を通して、障害及び障害のある人を理解するための啓発活動や広報活動を行っていく必要があります。

障害及び障害のある人に対する市民の正しい理解と認識を広めるため、12月3日から9日の「障害者週間」の行事として障害のある人の作品展、障害のある人に関する映画の上映や、小・中学生による演奏などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催しています。但し、まだ参加者は関係団体や出品者に限られるなど、より一般市民の参加を推進する必要があります。

「障害者週間」に合わせ、市の広報紙に障害のある人の活動を紹介する特集記事などを掲載し、理解を図っています。今後は、紙面の限られた広報紙だけでなく、市ホームページ、ケーブルテレビ、電光掲示板、FMラジオなど多角的な啓発広報を行い、障害のある人への理解と「障害者週間」の周知を図る必要があります。

心の健康づくりについて、船橋市精神保健福祉推進協議会が中心となって、こころの健康セミナーの開催や啓発用小冊子「市民のためのこころの健康」を作成・配布し、心の健康の保持・増進に関する啓発を行っています。今後もこうした活動をより一層充実していく必要があります。

社会経験の幅を広げることを目的として、さざんか学園、簡易マザーズホーム及び親子教室と市内公立保育所との交流保育を行っています。低年齢段階からお互いの理解を深めることが大切なことから、今後も充実を図る必要があります。

障害福祉施設や地域活動支援センターなどではリサイクルショップ、陶芸教室、廃品回収、物品販売、地域新聞の配布など、様々な創作的活動と生産活動を行っています。それらを通して利用者が地域と積極的につながりを持ったり、施設のお祭りや講演会、音楽会などのイベントを開催し、地域住民に参加を呼びかけています。このような活動を今後ますます促進していく必要があります。

市立特別支援学校では、地域の文化祭での生徒の演劇発表や、頒布会で製品を販売することで、地域との交流を進めています。こうした活動は、障害のある人への理解を深めてもらうために重要であり、より一層の推進を図る必要があります。

障害及び障害のある児童生徒に対する正しい理解及び特別支援教育について、広く理解を得るため、学校教育分野では特別支援教育振興大会を開催し、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒による発表会や作品展、特別支援教育に関する講演会を行っています。今後、さらに内容の充実を図るとともに、広く市民の参加を呼びかける必要があります。

(2) 福祉教育の充実

学校教育においては、全教育活動を通して福祉教育の充実を図っています。特に福祉を課題とする総合的な学習の時間において福祉への関心を深めたり、ボランティア活動などの体験学習を取り入れたりすることにより、進んで福祉活動に参加しようとする意欲と態度を育てるよう努めています。また、中学校区の小・中学校を単位として指定される福祉教育推進校では、推進校間の連携を図り、児童生徒の発達段階に応じた福祉教育を効果的に進めるようにしています。今後はさらに、福祉の心を育てる総合的な実践を広めていく必要があります。

児童生徒の実態や、各学校の状況に応じ、特別支援学校や特別支援学級と通常の学級、他校、地域などとの交流及び共同学習を行っています。今後も、豊かな人間関係を育て、健全な人間形成を図るためにも共に学ぶ機会の推進を図る必要があります。

学校教育以外では、こども発達相談センターや身体障害者福祉センターで講演会、福祉体験講座や福祉入門講座が開催されており、今後も充実を図る必要があります。

図書館や視聴覚センターなどでは、障害及び障害のある人を理解するための図書や視聴覚資料を整備し、啓発を行っています。今後も引き続き整備を図る必要があります。

(3) 公共サービス従事者に対する障害のある人への理解の促進

障害のある人が地域で安全に安心して生活するためには、市の職員を始め、公共サービス従事者が障害を理解し、障害のある人のニーズを的確に把握して対応することが必要です。そのため研修会の実施や、理解促進のための啓発活動などを、より一層推進することが必要です。

こども発達相談センターでは、市内の保育所、幼稚園、幼児教室などに対して、発達障害の理解に関する研修会や講演会を開催するなど、専門職への研修を行っています。今後もこうした研修の充実を図る必要があります。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行時には、庁内及び関係機関への周知を図り、障害のある人に対しての啓発広報に努めました。今後もこのような啓発広報を積極的に行っていく必要があります。

(4) ボランティア活動の推進

市社会福祉協議会のボランティアセンターには、福祉関係のボランティアとして平成19年度では約5,600人の登録がありました。ボランティアセンターでは、活動情報の収集・提供、活動の場の調整などを行い、ボランティアによる各種行事の手伝いや福祉施設での活動などがなされています。今後さらに連携を深めていく必要があります。

点訳・朗読・移動支援など視覚障害者の社会参加や日常生活を支援するボランティア活動や、聴覚障害者のための手話サークル活動、そのほか、小グループによる障害のある人を対象とした活動などが熱心に行われています。こうした活動の更なる充実のために、より一層の支援が必要です。

多くの市民がボランティア活動に参加し、障害のある人と交流を深める機会を持てるよう支援することにより、障害のある人に対する心のバリアを取り除いていく必要があります。そのため、ボランティア活動への参加を促進するための啓発や、ボランティア養成講座の充実、ボランティア活動の活発化を図るための方策の研究・実施が必要です。

ボランティア団体の活動を支援する拠点として、平成15年度からJR船橋駅南口再開発ビル「フェイス」に市民活動サポートセンターが開設され、打ち合わせや会議などに利用されています。今後も、利用の促進を図り、ボランティア活動の活発化を図る必要があります。

障害のある人が地域で受け入れられ、安心して日常生活を送るためには、ボランティアの果たす役割が、今後一層重要となります。そのためには、ボランティアと行政が協働することで施策の推進を行う必要があります。

船橋市精神保健福祉推進協議会では、毎年実習を含めたプログラムのボランティア養成講座を開催しています。今後、精神障害者の地域移行促進のためには、より多くの市民に理解を広め、養成講座への参加を促し、登録者の増加を図るとともに、ボランティアによる活動を支援する必要があります。

地域で暮らす障害のある人は、福祉制度の対象とならないさまざまなニーズを持っています。このニーズに応え、障害のある人の社会参加や自立の促進を図るために、平成14年度から障害福祉ボランティアによる支援が開始されました。「障害者自立支援法」の実施に伴い、障害のある人が利用できるサービスは拡大しましたが、多様化するニーズの中で、今後もこの制度は重要な役割を果たすことから、ますますの拡充が望まれます。

市民活動を推進していくためには、市内で行われる市民活動に関する情報を市民が知ること、市民活動への参加機会を広げる必要があります。そこで、市では平成18年度より、市民活動団体などの情報を収集・発信し、必要な人が必要なときに、容易に情報が得られるインターネット上の情報サイト「ふなばし市民活動情報ネット」を設置・運営しています。今後、市民活動をさらに活性化するため、更なる利用促進を図る必要があります。

3 施策の方向

(1) 啓発広報活動の推進

啓発広報活動の推進

市民に対する啓発の方法としては、市の広報紙やインターネットなどの広報媒体を多角的に利用することが大変有効と考えられることから、あらゆる機会をとらえて、啓発広報に努めます。

セミナーの開催や啓発用小冊子を作成・配布することで、精神障害への理解の推進に努めます。

「障害者週間」の周知

障害のある人及び関係団体などの協力を得ながら、「障害者週間」の行事を実施し、内容の充実を図るとともに、より多くの市民の参加を得るため、広報活動の推進に努めます。

交流の推進

障害のある人とない人とが交流することは、お互いに理解を深めるうえでも、障害に対する正しい理解を広めるうえでも、大変有意義であることから、障害のある子どもの通園施設や児童デイサービス事業所と保育所との交流保育の推進や、交流事業及び学校教育における地域との交流活動の推進、また、地域資源として重要な障害福祉施設等との連携に努めます。

(2) 福祉教育の充実

学校教育における福祉教育の推進

障害のある人とない人がお互いの理解を深めるためには、低年齢段階からの福祉教育が重要です。そのため、学校教育において、ボランティア活動などさまざまな体験活動を通して、福祉教育・交流教育の推進に努めます。

生涯学習における福祉教育の推進

広く市民を対象とした福祉講座の充実に努めることや、図書館や視聴覚センターにおいて、啓発用の図書や視聴覚資料などの整備に努めます。

また、出前講座等により、理解の場の拡大に努めます。

(3) 公共サービス従事者に対する障害のある人への理解の促進

職員等への研修

職員等への研修を行い、障害や障害のある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、サービスの向上を図ります。

関係機関への啓発・広報

関係機関に対して、障害及び障害のある人に関する啓発広報を行い、理解の浸透を図ります。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティアの養成

身体障害者福祉センター等で開催されている養成講座の充実に努めます。公民館及びふなばし市民大学校においては、地域の実情に応じた養成講座の実施に努めます。

また、養成講座を開催している市社会福祉協議会及び船橋市精神保健福祉推進協議会との連携に努めます。

ボランティア登録の促進

障害福祉ボランティア、精神保健福祉ボランティアの登録促進を図るため、広報媒体を活用し、周知を図ります。また、ボランティアセンターへの登録を促進するため、市社会福祉協議会との連携に努めます。

ボランティア活動の活発化

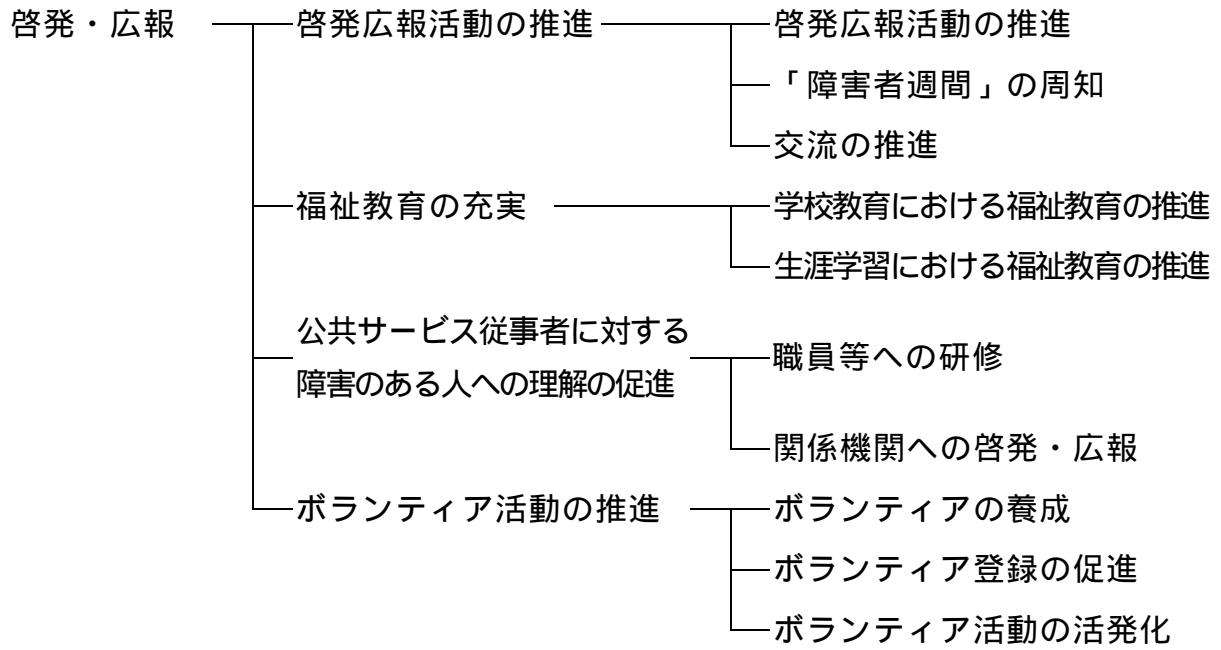
多くの市民のボランティア活動への参加を促すための啓発に努めるとともに、自主性、主体性に支えられたボランティア活動を推進するための拠点として、市民活動サポートセンターの活用を推進します。

市社会福祉協議会及びボランティア団体と連携しながら、福祉関係のボランティア活動の活発化と継続性を図るための支援体制の整備に努めます。

精神保健福祉ボランティア活動及び障害福祉ボランティア活動を推進します。

また、市民のボランティア活動への参加を促進していくため、インターネット上の情報サイト「ふなばし市民活動情報ネット」の利用促進を図ります。

4 施策の体系



5 施策の内容

(1) 啓発広報活動の推進

施策の方向	施策	内容	担当課
啓発広報活動の推進	広報媒体による啓発広報の推進	市の広報紙などの広報媒体を利用して、多角的に広報を行うことで、障害及び障害のある人に対する「差別」や「偏見」をなくし、正しい理解と認識により「こころのバリアフリー」を実現するための啓発広報の推進を図る。	広報課 障害福祉課
	精神障害に対する理解の促進	こころの健康セミナーの開催や啓発用小冊子の刊行など、船橋市精神保健福祉推進協議会の協力を得ながら、精神障害及び精神障害者に対する理解の促進を図る。	保健所
「障害者週間」の周知	「障害者週間」記念事業の実施	事業内容を工夫・改善し、より多くの市民が参加し、障害のある人とない人との交流が一層図れるよう、障害のある人及び関係団体の協力を得ながら実施する。 また、記念事業の実施により、障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識の浸透を図る。	障害福祉課
	「障害者週間」の周知	市の広報紙をはじめとする広報媒体を多角的に利用し、より多くの市民へ「障害者週間」の周知を図る。	広報課 障害福祉課

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
交流の 推進	交流保育の推進	保育所と療育施設との交流保育をできるだけ身近な保育所と実施できるよう、相互の連携を図る。	療育支援課 保育課
	地域交流の推進	障害福祉施設や地域活動支援センター、特別支援学校などが、製作物をバザーや展示会へ出品することや、近隣町会での廃品回収の実施、自分たちが行う文化祭等行事の地域への開放などにより、さらに地域との交流を深める。	障害福祉課 総合教育センター
	特別支援教育振興大会の開催	障害及び障害のある児童生徒に対する正しい理解及び特別支援教育について、広く理解を得るため、特別支援教育振興大会を今後も充実・発展させていく。	総合教育センター
	交流事業の推進	「障害者週間」記念事業、福祉入門講座、特別支援教育振興大会などの各種行事を通じて、障害のある人とない人との交流を図る。	障害福祉課 総合教育センター
	障害福祉施設などとの連携	障害福祉施設や地域活動支援センターは、ボランティアの養成・研修や障害のある人との交流の場であり、地域資源として重要であることから、理解の浸透を図るうえで、更なる連携を深める。	障害福祉課

(2) 福祉教育の充実

施策の方向	施策	内容	担当課
学校教育における福祉教育の推進	福祉教育の充実	<p>福祉教育推進のため、福祉教育推進校を中心に、地域での研究・実践を深めていく。</p> <p>各学校において、全教育活動を通して福祉教育の充実を図る。特に、福祉を課題とする総合的な学習の時間において、福祉への関心を深めたり、ボランティア活動などの体験学習を取り入れたりすることにより、進んで福祉活動に参加しようとする意欲と態度を育てるなど、福祉教育の充実を図る。</p>	指導課
	交流教育の推進	<p>豊かな人間関係を育て、健全な人間形成を図るため、通常の学級、他校、地域などとの交流を推進する。</p>	指導課 総合教育センター
生涯学習における福祉教育の推進	福祉講座の充実	<p>障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、身体障害者福祉センターなどにおける福祉講座の充実を図る。</p> <p>まちづくり出前講座を活用することで、障害のある人への理解の推進を図る。</p> <p>市社会福祉協議会が開催している福祉講座の充実のため、同協議会との連携を図る。</p>	障害福祉課 社会教育課
	福祉教材の整備	<p>図書館、視聴覚センターなどにおいて、啓発用の図書や視聴覚資料などの整備を図る。</p> <p>市社会福祉協議会においても整備するよう、同協議会との連携を図る。</p>	障害福祉課 図書館 視聴覚センター

(3) 公共サービス従事者に対する障害のある人への理解の促進

施策の方向	施策	内容	担当課
職員等への研修	市職員への研修	市の職員に対し、福祉や人権に関する研修を行い、障害及び障害のある人への理解を深め、適切なサービスの提供を行えるよう努める。	障害福祉課
	教職員への研修	教職員に対し、特別支援教育に関する研修会や、公開研究会への参加を促進し、資質・指導力などの向上を図る。	総合教育センター
関係機関への啓発・広報	庁内の意識啓発	庁内各課に対して、バリアフリー庁内連絡会議などを活用し、障害福祉に関する意識の啓発を図り、理解の浸透及び施策の推進を図る。	障害福祉課
	関係機関への啓発・広報	関係機関に対し、資料の提供などにより啓発・広報を行い、障害のある人への理解の浸透を図る。	障害福祉課

(4) ボランティア活動の推進

施策の方向	施策	内容	担当課
ボランティアの養成	ボランティア養成講座の充実	<p>ボランティアの養成及び専門性の向上のため、身体障害者福祉センター、各公民館及びふなばし市民大学校における養成講座の充実を図る。</p> <p>市社会福祉協議会及び船橋市精神保健福祉推進協議会が開催している養成講座の充実のため、両協議会との連携を図る。</p>	<p>保健所 障害福祉課 社会教育課 公民館</p>
ボランティア登録の促進	ボランティア登録の促進	<p>広報媒体の活用により、障害福祉ボランティア、精神保健福祉ボランティアの登録の推進を図る。</p> <p>ボランティアセンターへの登録の促進と、ボランティアとしての活動内容の充実のため、市社会福祉協議会との連携を図る。</p>	<p>広報課 保健所 障害福祉課</p>
ボランティア活動の活発化	ボランティア活動促進のための啓発広報	<p>市民がボランティア活動に関心を持ち、参加への意欲を高めるため、啓発広報を図る。</p>	<p>広報課 障害福祉課</p>
	市民活動情報ネットの利用促進	<p>市民のボランティア活動への参加を促進していくため、インターネット上の情報サイト「ふなばし市民活動情報ネット」をより多くの市民に周知するとともに、情報発信会員として登録する市民活動団体数を増やし、更なる利用促進を図る。</p>	<p>市民協働課</p>
	障害のある人自身の参加	<p>障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、障害のある人自身のボランティア活動への参加を促進する。</p>	<p>障害福祉課</p>

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
	ボランティア活動の 活発化	<p>市社会福祉協議会と連携しながら、福祉関係のボランティア活動の活発化と継続性を推進する。</p> <p>市民の自主性、主体性に支えられた幅広いボランティア活動が活発に展開されるよう、JR船橋駅南口再開発ビル「フェイス」の市民活動サポートセンターにて、情報提供、会報等作成、打ち合わせ等の場を提供し、支援を行う。</p> <p>ボランティア活動は、障害のある人の地域への受け入れ及び充実した日常生活の実現に重要な役割を担うため、ボランティアと行政の協働による活動支援体制の整備を図る。</p>	市民協働課 自治振興課 障害福祉課
	精神保健福祉ボラン ティア活動の推進	地域で生活する精神障害者を支援するため、精神保健福祉ボランティア活動を推進する。	保健所
	障害福祉ボランティ ア活動の推進	障害のある人の積極的な社会活動を推進するため、障害福祉サービスなどの福祉制度利用対象外のサービスを必要とする障害のある人とボランティアの調整を図る。	障害福祉課